

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 外務公務員の子女教育手当の支給額及び支給方法を改定する。(第十五条の二関係)

二 東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。(別表第一及び別表第二関係)

三 在ジャカルタ日本国総領事館、在マニラ日本国総領事館、在ポートモレスビー日本国総領事館、在リマ日本国総領事館、在ロンドン日本国総領事館を廃止する。(別表第一関係)

四 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。(別表第二関係)